

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第144期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	関西ペイント株式会社
【英訳名】	KANSAI PAINT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 正受
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市神崎町33番1号（本店は左記の場所に登記しておりますが、 実際上の本社業務は本社事務所で行っております。）
【電話番号】	06-6499-4861（代表）
【本社事務所の所在の場所】	大阪市中央区伏見町4丁目3番6号
【電話番号】	06-6203-5531（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山本 皓司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井5丁目24番15号
【電話番号】	03-3472-3131（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 平松 善夫
【縦覧に供する場所】	関西ペイント株式会社 本社事務所 （大阪市中央区伏見町4丁目3番6号） 関西ペイント株式会社 東京事業所 （東京都大田区南六郷3丁目12番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高（百万円）	101,727	110,308	125,770	210,964	231,213
経常利益（百万円）	10,602	11,459	12,731	22,042	24,516
中間（当期）純利益（百万円）	5,607	6,343	7,481	12,048	13,267
純資産額（百万円）	138,545	165,891	182,515	152,175	178,603
総資産額（百万円）	244,360	276,193	299,412	266,886	299,298
1株当たり純資産額（円）	511.42	568.40	622.35	561.35	606.10
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	20.70	23.41	27.90	44.04	48.98
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	56.7	55.8	55.2	57.0	54.8
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	8,899	4,203	8,430	20,174	17,585
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△5,110	△5,719	△2,770	△10,668	△11,425
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,482	△1,914	△14,666	△3,175	△3,819
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	31,932	33,751	31,856	36,268	40,096
従業員数（人）	6,299	6,770	7,212	6,452	6,933

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	71,802	75,435	78,606	147,700	156,336
経常利益 (百万円)	6,629	7,186	6,750	14,116	15,016
中間 (当期) 純利益 (百万円)	4,344	4,903	4,693	9,274	10,013
資本金 (百万円)	25,658	25,658	25,658	25,658	25,658
発行済株式総数 (株)	272,623,270	272,623,270	272,623,270	272,623,270	272,623,270
純資産額 (百万円)	123,370	135,375	138,404	134,539	142,024
総資産額 (百万円)	193,514	216,128	215,723	214,060	228,714
1株当たり配当額(円)	4.00	5.00	5.50	10.00	11.00
自己資本比率 (%)	63.8	62.6	64.2	62.9	62.1
従業員数 (人)	1,826	1,804	1,809	1,799	1,764

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 中間連結財務諸表を作成しているため、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」の記載を省略しております。

3. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2【事業の内容】

### (1) 事業内容の重要な変更

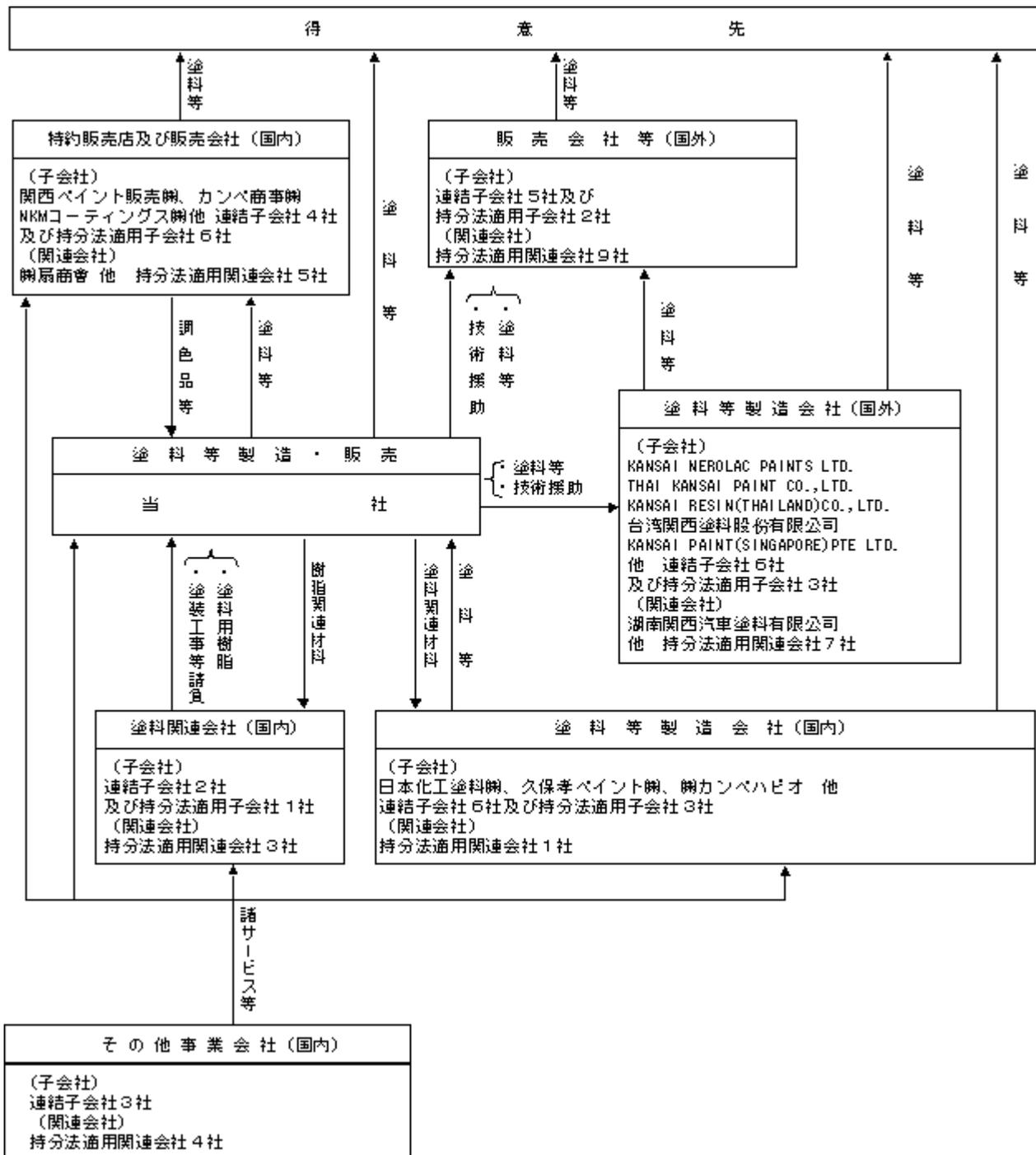
当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### (2) 主要な関係会社の異動

#### （塗料事業）

NKMコーティングス㈱は、当中間連結会計期間中に株式を追加取得し、連結子会社といたしました。

事業の系統図は次のとおりであります。



### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに連結子会社となった主要な会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合(%)	関係内容			
					営業上の取引	役員の兼任		設備の賃貸借
						当社役員(人)	当社職員(人)	
NKMコーティングス(株)	東京都品川区	90百万円	塗料販売業	100.0	当社の塗料等の販売	1	3	あり

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社における状況

平成19年9月30日現在

区分	塗料事業	その他事業	合計
従業員数(人)	7,154	58	7,212

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。  
2. 臨時従業員の総数は従業員の10%未満であるため記載を省略しております。

#### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,809
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。  
2. 臨時従業員の総数は従業員の10%未満であるため記載を省略しております。

#### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済は、全体として景気回復の基調が続きましたが、原油価格の高騰や米国でのサブプライムローン問題に端を発する金融市場の動揺など、後半には不安定な動きがみられる状況で推移いたしました。又、わが国では、素材価格の上昇による影響はみられるものの、高水準の企業収益を背景にした設備投資や、経済成長を続ける地域への輸出の増加等により、景気は緩やかに回復を続けました。一方、塗料業界においては、国内生産・出荷数量がほぼ横這いの状況のなか、原材料価格の上昇が収益を大きく圧迫することとなりました。

このような経済環境のなか、当社グループは、企業に課せられた社会的責任を果たしつつ、経営資源を最大限活用し、グループ経営の強化、トータルコスト削減の推進、グローバル戦略の強化を図り業績の向上に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は1,257億70百万円（前年同期比14.0%増）、経常利益は127億31百万円（前年同期比11.1%増）、中間純利益は74億81百万円（前年同期比17.9%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ① 塗料事業

自動車新車用塗料分野では、国内においては、販売台数の落ち込みに伴い、国内四輪車生産台数が前年同期実績を下回る厳しい状況のもと、優れた塗装品質を実現する高意匠・高機能塗料の拡販に努めました。又、揮発性有機化合物（VOC）と二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の排出を同時に大幅に削減することで地球環境保全に寄与する水性3ウェット塗装システムは、更なる外観品質向上により、採用拡大に至りました。海外においては、日系自動車メーカーの旺盛な現地生産の加速に対応し、積極的な事業展開を図りました結果、特にインド、タイ、インドネシア、中国等のアジア地域での生産・販売が好調に推移いたしました。又、中国とフィリピンの子会社を連結化し、現地における生産・販売体制を強化いたしました。この結果、自動車新車用塗料の売上は、前年同期実績を上回りました。

自動車補修用塗料分野では、国内の钣金塗装需要が減少するなか、VOC削減対策として、主力製品である環境配慮型ウレタン樹脂塗料の製品ラインアップを更に強化いたしました。又、新規需要家の獲得と既存需要家の同製品への転換を促進すべく、携帯電話による調性情報検索システムを新たに市場に投入し、売上拡大に努めました。この結果、売上は前年同期実績を上回りました。

これらの結果、自動車塗料分野全体の売上高は前年同期実績を上回りました。

工業塗料分野では、国内においては、好調な輸出を背景とした建設機械の生産拡大に伴い、産業機械向け塗料の売上が伸びました。一方、新設住宅着工戸数減少や低迷が続く飲料用塗料缶の生産減少の影響を受け、建築資材用塗料と缶包装材向け塗料の売上が、それぞれ減少いたしました。又、金属製品・電機機器等をターゲットとした多機能下塗料や、EUにおける家電製品等の環境規制（RoHS規制）に対応できる塗料などの新製品を市場に投入し、拡販に努めました。海外においては、アジア地域の経済発展に伴い、インド、中国等での生産・販売が好調に推移いたしました。

これらの結果、工業塗料分野全体の売上高は前年同期実績を上回りました。

建築塗料分野では、国内においては、遮熱・断熱機能を付与した高付加価値製品の拡販に努めるとともに、防水材の機能と低汚染性を両立させた環境対応型の水系外壁塗装システムや、シックハウス症候群対策など居住環境に配慮した内装用塗料を新たに市場に投入し、業績の向上を図りました。又、グループの総合力を生かして、施主及び施工会社への指名折衝の強化と戸建住宅塗替市場での拡販に努めました。海外においては、インド、マレーシア等での販売が好調に推移いたしました。

これらの結果、建築塗料分野全体の売上高は前年同期実績を上回りました。

船舶塗料分野では、新造船の建造量は引き続き高水準を維持しており、修繕船においても国内外での活況が続くなか、世界的にも評価の高い船底防汚塗料など高付加価値製品を中心に拡販に努めました。又、販売体制を整備し競争力を強化すべく、NKMコーティングス株式会社を連結子会社といたしました。

鉄構塗料分野では、減少を続けていました新設橋梁向け塗料の需要に回復の兆しが現れるとともに、家電・半導体メーカー等の新工場の建設や化学プラントの塗替工事が増加し、これらの市場向け塗料の売上が伸びました。

これらの結果、船舶・鉄構塗料分野全体の売上高は前年同期実績を上回りました。

以上の結果、塗料事業全体としての売上高は、1,225億81百万円（前年同期比14.5%増）となりました。

## ② その他事業

通信・エレクトロニクス分野では、フォトレジスト材の販売数量は前年同期並となりましたが、販売価格の下落等により売上は減少いたしました。フィルム分野では、国内四輪車生産台数の減少及び国内外での販売価格の下落により、塗膜保護用フィルムの売上は減少いたしました。

以上の結果、その他事業全体としての売上高は、31億89百万円（前年同期比0.9%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

### ① 日本

素材価格の上昇による影響は見られるものの、株式の追加取得による連結子会社の増加や、設備投資・輸出の増加等による景気の緩やかな拡大により、当中間連結会計期間における売上高は907億31百万円（前年同期比11.9%増）となり、営業利益は67億70百万円（前年同期比8.3%増）となりました。

### ② アジア

アジア地域での経済発展に伴う塗料需要拡大や、自動車メーカーの旺盛な現地生産の加速等により、インド、タイ、インドネシア、中国等での海外子会社の生産・販売が好調に推移し、当中間連結会計期間における売上高は390億15百万円（前年同期比22.0%増）となり、営業利益は44億55百万円（前年同期比6.5%増）となりました。

### ③ アメリカ

当中間連結会計期間における売上高は5億75百万円（前年同期比2.8%増）となり、営業利益は43百万円（前年同期比29.1%減）となりました。

### ④ 欧州

当中間連結会計期間における売上高は5億11百万円（前年同期比1.7%減）となり、営業利益は45百万円（前年同期比24.9%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は318億56百万円と前連結会計年度末に比べ82億39百万円の減少となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益及び減価償却費の増加、法人税等の支払額の減少等により、84億30百万円と前年同期に比べ42億26百万円の増加となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券及び投資有価証券の取得による支出の減少等により、△27億70百万円と前年同期に比べ29億48百万円の増加となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済や自己株式の取得による支出の増加等により、△146億66百万円と前年同期に比べ127億51百万円の減少となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの生産実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（％）
塗料事業	65,072	14.3
その他事業	178	△12.8
合計	65,251	14.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 金額は、製造入庫金額によっております。

### (2) 受注状況

当社グループは、塗料事業及びその他事業とも見込生産によっておりますので、特に記載すべき事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの販売実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
塗料事業	122,581	14.5
その他事業	3,189	△0.9
合計	125,770	14.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

### 買収防衛策について

当社は、平成19年6月28日開催の当社第143回定時株主総会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。又、以下においては、これらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを以下のとおり決議いただきました。

本対応方針で引用する法令の各条項は、当社取締役会決議日である平成19年5月18日現在施行されている法令を前提とするものです。同日以降に法令の改正があり、当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項又はこれらを実質的に継承する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

### I 企業価値向上の取り組み

当社グループは「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念として、創業以来、一貫して塗料についての製品開発を行い事業を営んでまいりました。その結果、当社グループは、自動車をはじめとする各種工業製品、建築、建造物、船舶等幅広い分野のお客様との良好な関係を構築するに至っており、このようなお客様との関係は、当社グループにとって最も重要な財産の一つであります。

当社グループは、これまで、基本理念の実現を志向して事業の発展に努めてまいりましたところ、現在は、以下の重点方針を掲げて事業活動を展開しております。

#### ① 競争力の強化

技術開発力を強化し、市場のニーズに合致した世界的に競争力のある魅力的な商品を開発し、市場に投入する。又、業務の効率化を推進し、トータルコスト削減による収益力の強化を図る。

## ② グループ経営の強化

当社グループ全体の事業構造を見直し、経営資源の集中と塗料事業及び周辺分野への重点投資を行い、グループとしての価値観・戦略を共有し、シナジー効果を極大化する。

## ③ グローバル化の推進

国際市場における競争優位性を確保するため、日本、インド、東南アジア、中国、欧米の各地域において関係会社・提携先との連携を一層強化し、海外事業の連結業績への貢献度を一段と高める。

## ④ 企業の社会的責任の推進

資源を保護し、環境を守り、豊かな社会を建設・持続させるという塗料本来の使命を十分に自覚し、レスポンス・ケア宣言に基づいた、環境・安全・健康問題に対してより総合的な見地から地球環境保全の取り組みを継続する。又、コンプライアンスの徹底、社会的貢献活動及び的確な情報開示を推進し、企業としての社会的責任を誠実に果たす。

当社は、今後とも、グループ各社の経営資源を最大限に活用し、収益を重視した事業展開を進めるとともに、業務改革を強力に推進し、経営基盤の拡大強化に努め、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の維持、拡大に努めてまいります。

## II 大規模買付ルールの目的

近時、資本市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進展するなかで、買収対象企業との協議や合意形成の過程を経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。そもそも、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株主の皆様に対して必要十分な情報提供がなされず、又は必要十分な熟慮期間が与えられないままでは、株主の皆様が、大規模買付行為に応じられるか否かの判断を適切に行うことはできません。上記の判断が適切に行われるためには、株主の皆様が必要十分な情報提供がなされていることに加え、必要十分な熟慮期間が与えられていることが不可欠です。

又、株主の皆様が、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かを判断されるにあたっては、当社取締役会が、大規模買付者の提供した情報を評価、検討し、その結果と意見を株主の皆様を提供することが極めて重要であると考えております。当社の長期にわたる研究開発によって蓄積されたノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等との間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の事業価値を把握することは困難と言わざるを得ません。従って、当社といたしましては、大規模買付者が一方的に提供する情報のみならず、当社の事業特性につき十分な理解を有する当社取締役会の大規模買付行為に対する評価、検討の結果が株主の皆様を提供されてはじめて、株主の皆様に対し必要にして十分な情報が提供されることになることと考える次第です。

以上のような観点から、当社取締役会は、以下の大規模買付ルールを定めることにいたしました。

## III 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する必要かつ十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価、検討を行ったうえ、それらを踏まえて株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な一定期間が経過してはじめて、大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

### 1 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛てに、大規模買付ルールに従う旨の表明書（以下「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。）をご提出いただくことにします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

### 2 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために当初提出していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくことにします。又、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提出していただくことがあります。

大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当該取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

#### ① 大規模買付者及びそのグループの概要

具体的名称、主要な株主又は出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴（以下「具体的名称等」といいます。）を含みます。なお、大規模買付者及びそのグループがファンド又はその出資に係る事業体である場合は、その主要な組合員、出資者（直接か間接かを問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者に関する具体的名称等を含みます。

#### ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為における対価の種類及び価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については、弁護士による意見書を併せて提出していただきます。

#### ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合はその相手方の概要並びに当該意思連絡の具体的な態様及び内容

#### ④ 買収対価の算定根拠

算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額又はその内容及びその算定根拠を含みます。

#### ⑤ 買収資金の調達方法、買収資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の名称その他の概要

#### ⑥ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。

#### ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

#### ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

### 3 当社取締役会による評価検討及び株主熟慮期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。

#### ① 対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間

#### ② その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめたうえ、一般に公表します。又、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

取締役会評価期間満了後30日間は、株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれを基礎とした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応じられるか否かについて適切にご判断をいただくための熟慮期間（以下「株主熟慮期間」といいます。）とします。そして、株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会評価期間及び株主熟慮期間の経過後のみ開始されるものとし、その経過前に大規模買付行為が行われた場合には、大規模買付ルールが遵守されなかったものとして然るべき対抗措置を講ずることができるものとします。

## IV 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### 1 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとします。

#### ① 割当対象株主及び当該株主に対する割当数

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

#### ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は別途調整する。

③ 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。又、新株予約権1個につき払込みをなすべき額は、1円を下限として当社取締役会が別途定める額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使条件

(ア)大規模買付者、(イ)大規模買付者の共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、(ウ)大規模買付者の特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、若しくは(エ)(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者から、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、又は(オ)(ア)から(エ)のいずれかに該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項)をいう。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができない。

⑧ その他

新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定める。

## 2 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません(ただし、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対の場合、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性はあります。)。大規模買付者による大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります(かかる新株予約権の無償割当ての概要はIV1のとおりです。)

又、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変更が生じた場合等には、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑦のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑦のいずれにも該当しない場合は、当社は対抗措置を講じません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

- ⑥ 上記①から⑤のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

3 IV 1 及び 2 により対抗措置を発動する場合には、当社取締役全員一致により決定するものとします。又、当社取締役会は、下記 4 で述べるとおり、対抗措置を発動するか否かを決定するにあたって独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

当社取締役会は、IV 1 及び 2 により対抗措置を発動するか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに独立委員会の勧告の概要及びその判断理由その他当社取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

#### 4 独立委員会の設置

##### (1) 独立委員会の概要

当社取締役会が、対抗措置の発動に関して恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社は、独立委員会規程（その概要については別紙 1 をご参照ください。）に従い、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は 3 名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者又は取締役、監査役若しくは執行役として経験のある社外者の中から当社取締役会が選任します。

独立委員会の当初の委員（3 名）の略歴は別紙 2 に記載のとおりです。

##### (2) 独立委員会の役割

ア 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、遅くとも取締役会評価期間の期限の 7 日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。大規模買付者から、上記勧告を行うために必要な大規模買付情報が提供されていない場合、独立委員会は、当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し、独立委員会が合理的に必要と認める情報の提供を求めることができるものとします。

イ 独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から、当該大規模買付行為が IV 2 ①から⑦のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことが相当であるか否かについて、当社取締役会に勧告します。

又、独立委員会は、上記の勧告を行うにあたり、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

ウ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するにあたって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

#### V 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響

##### 1 導入時の影響

大規模買付ルール導入時には、新株予約権の無償割当ては行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

##### 2 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した者、又は IV 2 ①から⑦のいずれかに該当する大規模買付行為を行う大規模買付者その他 IV 1 ⑦に規定する者（以下「大規模買付者等」といいます。）については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、法的及び経済的側面において不利益が生ずる可能性があります。本対応指針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することのないようあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、当社は、新株予約権の無償割当ての基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 3 対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割り当てられる場合、名義書換未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります。又、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。更に、割り当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込を行うことなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令、証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

## VI 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針は、平成19年6月28日開催の当社第143回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき発効いたしました。

本対応方針は、その発効後、平成21年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止することが可能となっております。

又、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会に諮問をしたうえで、本対応方針の内容を修正・変更する場合があります。

なお、本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、株主の皆様に対して別途お知らせいたします。

## VII 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則を以下のとおり充足しており、高度の合理性を有しております。

### 1 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能とすることによって、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### 2 株主意思を尊重するものであること

VIに記載のとおり、本対応方針は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき発効いたしました。

又、本対応方針の有効期間は平成21年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとされておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

以上のように、本対応方針は、その導入及び消長の場面において、株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっております。

### 3 独立性の高い第三者の判断を重視していること

IV 4に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入にあたり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正かつ中立的な判断を可能とするため、社外有識者により構成するものとします。

独立委員会は、実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するにあたって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとされており。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されています。

又、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### 4 合理的な客観的要件を設定していること

IV 2に記載のとおり、本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### 5 買収と無関係の株主に不測の損害を与えるものではないこと

V 2に記載のとおり、本対応方針は、その導入によって株主の皆様が権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えるものではありません。

又、本対応方針に基づき対抗措置が講じられた場合でも、大規模買付者等を除く株主の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

#### 6 デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

VIに記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成する取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(別紙1)

独立委員会規程（概要）

1. 独立委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 独立委員会は、取締役会の決議により設置する。
- ② 独立委員の人数は3名以上とする。
- ③ 独立委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者又は取締役、監査役若しくは執行役として経験のある社外者のうちから選任する。
- ④ 独立委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 招集権者及び決議要件

独立委員会における決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4. 取締役会への勧告

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、又、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の取締役の個人的利益をはかるとを目的としてはならない。

5. 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

(別紙2)

独立委員会の委員の略歴

氏名 三輪 明良

(昭和10年4月8日生)

略歴 昭和40年6月 公認会計士登録  
昭和59年5月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）代表社員  
平成9年5月 同大阪事務所長  
平成14年4月 大阪市包括外部監査人  
平成14年7月 三輪明良公認会計士事務所（現）  
平成15年7月 (財)日本ユニセフ協会大阪支部監事

氏名 滝井 繁男

(昭和11年10月31日生)

略歴 昭和38年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
昭和54年4月 大阪弁護士会副会長  
平成11年4月 大阪弁護士会会長  
平成11年4月 日本弁護士連合会副会長  
平成14年6月 弁護士登録抹消・最高裁判所判事  
平成18年12月 弁護士登録（現）

氏名 佐々木 謙二

(昭和13年9月1日生)

略歴 昭和36年4月 ニッパツ（日本発条株式会社）入社  
平成12年6月 同代表取締役社長  
平成13年5月 (社)日本自動車部品工業会理事（現）  
平成15年5月 (社)神奈川経済同友会常任理事（現）  
平成17年4月 (社)日本経済団体連合会理事（現）  
平成18年6月 ニッパツ代表取締役会長（現）  
平成19年12月 横浜商工会議所会頭（現）

#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、変更した経営上の重要な契約は次のとおりであります。

##### 技術援助契約

契約会社名	相手先	国別	契約の内容	契約期間	対価
提出会社	KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.	インド	各種塗料の製造技術及び製造販売権並びに商標の使用許諾	平成19年4月1日から平成29年3月31日まで	売上高に対して一定率

## 5【研究開発活動】

当社グループは、顧客の要求する技術と製品をタイムリーに開発することを第一の目的として、国際的な視点で、新技術に関する幅広い研究開発活動を行っております。又、グローバルに活躍できる人材育成にも取り組んでおります。

当中間連結会計期間に支出した当社グループ全体の研究開発費総額は28億53百万円であります。

事業の種類別セグメントの研究開発活動状況は次のとおりであります。

### ① 塗料事業

基礎研究においては、塗料開発に役立つ基盤技術の蓄積と新しい事業の芽を育成することを目的としております。基盤技術としてポリマー合成技術、新規の架橋システム、顔料分散技術、界面制御技術、環境に関連したバイオテクノロジー、微粒子や薄膜などに関連したナノテクノロジー等を中心に更なる技術の飛躍と新しい基盤の創製を目指しております。基礎分析・解析面では、新規基盤技術に関連する材料・現象などの諸特性、塗料～塗膜の形成過程で生じる諸現象や塗膜の諸性能などを物性的・組成的・形態的に追跡する評価・解析技術の開発を進め、研究・製品開発に繋げております。又、これらの分析技術を通じて国内のみならず、海外のお客様への、特に製品の品質や環境・安全面に関する分析及びコンサルティングなどに重点を置いた、サービスと信頼性の向上に努め、グローバル対応体制の確立を進めております。

色彩研究においては、自動車塗料分野では、国内の最新トレンドのリサーチに基づいて水性塗料で開発した塗色群を国内自動車メーカーに提案いたしました。又、2000年以降継続的に調査を実施しているアジア地域の自動車の色彩動向をまとめ、技術情報誌「塗料の研究」にて発表いたしました。工業塗料分野及び建築塗料分野では、住宅の色彩動向と景観法施行に伴う色彩ガイドラインについて研究した成果を、建材や集合住宅の色彩提案に活用いたしました。色彩科学分野では、光輝感を含めた色合わせが可能となるメタリック用コンピュータカラーマッチングシステムのプロトタイプを開発いたしました。

塗料開発においては、持続可能な社会への貢献を目指し、環境対応技術の開発、特に温室効果ガス削減のための研究開発を推進しております。又、塗料原料～塗料製造～塗装～廃棄又はリサイクルまでの塗料のライフサイクル全体を見据えた、環境対応技術の研究開発にも取り組んでおります。自動車塗料分野では、水性化やハイソリッド化の導入を図ってまいりました。工業塗料分野及び建築塗料分野においても、塗料の水性化を推進するとともに、重金属フリーや耐汚染塗料の開発を行っております。又、これらの塗料開発に必要な評価技術や評価装置の開発もあわせて行い、塗料開発の効率化及び開発品の完成度向上を図っております。

塗料事業に係る研究開発費の金額は26億70百万円であります。

### ② その他事業

通信・エレクトロニクス分野、環境・バイオ分野においては、新技術・新製品の開発を更に進めました。通信・エレクトロニクス分野では、各種レーザー直描方式に対応したレジスト材料の開発において、405nm波長レーザー対応レジスト材の高精細パターン形成性に進展があり、更なる微細化を検討しております。又、従来フォトリソ領域であった40μm以下の細線形成を可能にする、スクリーン印刷型レジスト材の実用化にも進展がありました。環境・バイオ分野では、水性塗料廃水処理システムの開発を進め、実用プラントでの検証を実施しております。又、免疫分析用マイクロチップの開発も引き続き進めております。

その他事業に係る研究開発費の金額は1億83百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

又、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	793,496,000
計	793,496,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	272,623,270	272,623,270	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式 であり、権利内容に何ら 限定のない当社における標 準となる株式
計	272,623,270	272,623,270	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	272,623,270	—	25,658	—	27,154

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室	東京都中央区日本橋兜町6番7号	22,016	8.07
第一生命保険相互会社 常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ 棟	12,485	4.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	11,744	4.30
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	8,355	3.06
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,862	2.88
関西ペイント交友持株会	大阪市中央区伏見町4丁目3番6号	7,817	2.86
大同生命保険株式会社 常任代理人 日本トラスティ ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,607	2.79
全国共済農業協同組合連合会 常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,325	2.68
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	6,892	2.52
関西ペイント株式会社	兵庫県尼崎市神崎町33番1号	5,951	2.18
計	—	98,057	35.96

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて記載しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

三菱UFJ信託銀行株式会社

1,699千株

3. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社並びにその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユークー)リミテッド及びジェー・エフ・アセット・マネジメント(タイワン)リミテッドから、平成19年5月8日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年4月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の平成19年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルデ ィング	6,495	2.38
ジェー・ピー・モルガン・アセッ ト・マネジメント(ユークー)リ ミテッド	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ウ ォール 125	3,436	1.26
ジェー・エフ・アセット・マネジ メント(タイワン)リミテッド	中華民国、台湾、台北、セクション2、ツン・フ ワ・エス・ロード65、17階	409	0.15
計	—	10,340	3.79

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,951,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 1,781,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 262,801,000	262,801	同上
単元未満株式	普通株式 2,090,270	—	同上
発行済株式総数	272,623,270	—	—
総株主の議決権	—	262,801	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数(株)」には、証券保管振替機構名義の普通株式が1,000株含まれております。又、「議決権の数(個)」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 関西ペイント株式会社	兵庫県尼崎市神崎町33番1号	5,951,000	—	5,951,000	2.18
(相互保有株式) 株式会社扇商會	大阪市北区西天満3丁目13番7号	1,170,000	—	1,170,000	0.42
株式会社エル・ミズホ	大阪市北区西天満6丁目1番12号	364,000	—	364,000	0.13
株式会社アビィング	岡山県岡山市上中野1丁目16番2号	120,000	—	120,000	0.04
株式会社フレックス	大阪市淀川区加島1丁目37番56号	30,000	—	30,000	0.01
中央ペイント株式会社	大阪市淀川区三津屋中2丁目1番25号	30,000	—	30,000	0.01
株式会社クロスライン	東京都大田区京浜島3丁目2番10号	26,000	—	26,000	0.00
株式会社藤永塗料店	兵庫県姫路市五軒邸1丁目21番地	25,000	—	25,000	0.00
株式会社クニシマ	岐阜県岐阜市東鶉2丁目63番地	16,000	—	16,000	0.00
計	—	7,732,000	—	7,732,000	2.83

## 2 【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,018	1,046	1,130	1,105	1,048	905
最低(円)	934	905	988	1,014	814	818

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金	※2	34,501		32,716		40,506	
2. 受取手形及び売掛金	※2 ※5	76,892		85,978		80,512	
3. 有価証券		3,008		—		800	
4. 棚卸資産	※2	21,864		25,300		22,194	
5. 繰延税金資産		3,068		3,230		3,264	
6. その他の流動資産		4,312		3,550		3,576	
7. 貸倒引当金		△590		△820		△709	
流動資産合計		143,057	51.8	149,955	50.1	150,145	50.2
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1 ※2						
(1) 建物及び構築物		21,236		24,023		23,236	
(2) 機械装置及び運搬具		11,828		14,522		13,925	
(3) 工具器具備品		2,348		4,418		4,100	
(4) 土地		9,981		12,721		12,168	
(5) 建設仮勘定		2,894	48,288	2,052	57,739	1,400	54,832
2. 無形固定資産		1,308		1,702		1,631	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	74,327		78,658		81,386	
(2) 出資金		5,307		6,288		5,954	
(3) 長期貸付金		584		123		618	
(4) 繰延税金資産		1,156		1,068		1,150	
(5) その他の投資その他の資産		2,651		4,219		3,929	
(6) 貸倒引当金		△487	83,539	△343	90,014	△350	92,689
固定資産合計		133,136	48.2	149,456	49.9	149,153	49.8
資産合計		276,193	100.0	299,412	100.0	299,298	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金	※5	57,085		65,901		60,254	
2. 短期借入金		1,986		1,574		2,042	
3. 一年内返済予定長期 借入金		7,037		647		7,690	
4. 未払法人税等		3,365		3,201		3,959	
5. 繰延税金負債		17		18		17	
6. 賞与引当金		3,700		3,840		3,752	
7. その他の流動負債	※5	10,730		12,445		12,292	
流動負債合計		83,924	30.4	87,629	29.2	90,010	30.1
II 固定負債							
1. 長期借入金		425		1,603		1,579	
2. 繰延税金負債		15,402		17,593		18,386	
3. 退職給付引当金		7,357		6,769		7,338	
4. 役員退職慰労引当金		444		620		598	
5. その他の固定負債		2,747		2,680		2,781	
固定負債合計		26,377	9.5	29,267	9.8	30,684	10.2
負債合計		110,301	39.9	116,896	39.0	120,695	40.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		25,658	9.3	25,658	8.6	25,658	8.6
2. 資本剰余金		27,158	9.8	27,163	9.1	27,163	9.1
3. 利益剰余金		75,231	27.2	86,644	28.9	80,795	27.0
4. 自己株式		△688	△0.2	△5,608	△1.9	△798	△0.3
株主資本合計		127,360	46.1	133,858	44.7	132,819	44.4
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価 差額金		28,089	10.2	29,369	9.8	31,186	10.4
2. 為替換算調整勘定		△1,465	△0.5	2,151	0.7	125	0.0
評価・換算差額等合計		26,623	9.7	31,521	10.5	31,312	10.4
III 少数株主持分							
少数株主持分		11,907	4.3	17,135	5.8	14,471	4.9
純資産合計		165,891	60.1	182,515	61.0	178,603	59.7
負債純資産合計		276,193	100.0	299,412	100.0	299,298	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)				
I 売上高	※1		110,308	100.0		125,770	100.0		231,213	100.0	
II 売上原価			76,586	69.4		88,639	70.5		160,756	69.5	
売上総利益			33,722	30.6		37,131	29.5		70,456	30.5	
III 販売費及び一般管理 費			23,373	21.2		25,898	20.6		48,366	20.9	
営業利益			10,348	9.4		11,232	8.9		22,089	9.6	
IV 営業外収益											
1. 受取利息			76			109			197		
2. 受取配当金			454			674			917		
3. 持分法による投資 利益			763			966			1,452		
4. 雑収入			459	1,754	1.6	573	2,324	1.9	1,370	3,937	1.7
V 営業外費用											
1. 支払利息		97			88			225			
2. 棚卸資産評価損		107			183			209			
3. 棚卸資産廃却損		96			191			379			
4. 支払補償費		156			106			316			
5. 雑支出		184	642	0.6	256	826	0.7	379	1,511	0.7	
経常利益			11,459	10.4		12,731	10.1		24,516	10.6	
VI 特別利益	※2										
1. 固定資産売却益			51			93			56		
2. 投資有価証券売却 益			119			358			157		
3. 貸倒引当金戻入益		25	196	0.2	—	451	0.4	—	213	0.1	
VII 特別損失	※3										
1. 固定資産除却損			95			78			308		
2. 持分変動損失		—	95	0.1	—	78	0.1	134	442	0.2	
税金等調整前中間 (当期) 純利益			11,561	10.5		13,104	10.4		24,287	10.5	
法人税、住民税及 び事業税		3,476			3,586			7,617			
法人税等調整額		602	4,079	3.7	639	4,225	3.4	1,111	8,728	3.8	
少数株主利益			1,137	1.0		1,398	1.1		2,291	1.0	
中間(当期)純利益			6,343	5.8		7,481	5.9		13,267	5.7	

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,157	70,664	△656	122,823	30,642	△1,290	29,351	11,401	163,576
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当			△1,631		△1,631					△1,631
利益処分による役員賞与			△113		△113					△113
在外子会社の従業員奨励福利基金拠出による減少高			△3		△3					△3
中間純利益			6,343		6,343					6,343
自己株式の取得				△56	△56					△56
自己株式の処分		1		2	3					3
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			△28		△28					△28
持分法適用会社の減少に伴う自己株式減少高				22	22					22
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						△2,553	△175	△2,728	506	△2,221
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	1	4,567	△31	4,536	△2,553	△175	△2,728	506	2,315
平成18年9月30日 残高 (百万円)	25,658	27,158	75,231	△688	127,360	28,089	△1,465	26,623	11,907	165,891

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,163	80,795	△798	132,819	31,186	125	31,312	14,471	178,603
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当			△1,630		△1,630					△1,630
中間純利益			7,481		7,481					7,481
自己株式の取得				△4,812	△4,812					△4,812
自己株式の処分		0		2	2					2
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			△1		△1					△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						△1,817	2,026	209	2,664	2,873
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	0	5,848	△4,810	1,038	△1,817	2,026	209	2,664	3,912
平成19年9月30日 残高 (百万円)	25,658	27,163	86,644	△5,608	133,858	29,369	2,151	31,521	17,135	182,515

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,157	70,664	△656	122,823	30,642	△1,290	29,351	11,401	163,576
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当			△2,990		△2,990					△2,990
利益処分による役員賞与			△113		△113					△113
在外子会社の従業員奨励福利基金拠出による減少高			△3		△3					△3
当期純利益			13,267		13,267					13,267
自己株式の取得				△174	△174					△174
自己株式の処分		6		9	16					16
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			△28		△28					△28
持分法適用会社の減少に伴う自己株式減少高				22	22					22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						544	1,416	1,960	3,070	5,031
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	6	10,131	△142	9,995	544	1,416	1,960	3,070	15,026
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,163	80,795	△798	132,819	31,186	125	31,312	14,471	178,603

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		11,561	13,104	24,287
減価償却費		2,582	3,361	5,645
のれん償却額		—	13	—
負ののれん償却額		△34	—	△38
退職給付引当金の減少額		△601	△930	△1,626
貸倒引当金の増減額		△533	35	△705
受取利息及び受取配当金		△531	△784	△1,115
支払利息		97	88	225
持分法による投資利益		△763	△966	△1,452
持分変動損失		—	—	134
固定資産除売却損		95	78	308
売上債権の増減額		△9,799	148	△10,031
棚卸資産の増加額		△2,173	△1,393	△1,127
仕入債務の増減額		8,473	△483	8,705
その他		682	△298	2,322
小計		9,055	11,975	25,531
利息及び配当金の受取額		1,028	993	1,927
利息の支払額		△96	△124	△225
法人税等の支払額		△5,782	△4,414	△9,647
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,203	8,430	17,585
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有価証券の取得による支出		△4,416	△2,813	△8,350
有価証券の売却による収入		2,410	2,813	6,344
有形固定資産の取得による 支出		△4,070	△3,864	△9,402
有形固定資産の売却による 収入		109	116	225
無形固定資産の取得による 支出		△554	△65	△701
投資有価証券の取得による 支出		△3,593	△2,575	△5,424
投資有価証券の売却による 収入		4,676	2,779	4,923

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
連結子会社株式の取得による支出		△233	△9	△236
連結範囲変更を伴う子会社株式取得による支出		—	—	△219
連結範囲変更を伴う子会社株式取得による収入		—	562	—
貸付による支出		△1,638	△845	△3,627
貸付金の回収による収入		1,856	844	4,127
その他		△265	287	914
投資活動によるキャッシュ・フロー		△5,719	△2,770	△11,425
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入による収入		2,415	3,224	4,997
短期借入金の返済による支出		△2,551	△3,662	△5,488
長期借入による収入		415	400	1,119
長期借入金の返済による支出		△18	△7,915	△454
自己株式の取得による支出		△56	△4,812	△174
自己株式の売却による収入		3	2	16
配当金の支払額		△1,631	△1,630	△2,990
少数株主への配当金の支払額		△491	△273	△844
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,914	△14,666	△3,819
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		46	385	620
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額		△3,383	△8,621	2,960
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		36,268	40,096	36,268
Ⅶ 連結範囲変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高		836	381	836
Ⅷ 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		29	—	29
Ⅸ 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		33,751	31,856	40,096

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 33社                      主要な連結子会社の名称                      関西ペイント販売㈱                      カンペ商事㈱                      KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. (インド)                      日本化工塗料㈱                      ㈱カンペハピオ                      前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社でありましたKANSAI COATINGS MALAYSIA SDN. BHD. は、重要性が増したため当中間連結会計期間より連結子会社といたしました。                      なお、KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. は、GOODLASS NEROLAC PAINTS LTD. から商号を変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 13社                      主要な非連結子会社の名称                      KANSAI PAINT PHILIPPINES, INC.                      連結の範囲から除いた理由                      非連結子会社13社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 37社                      主要な連結子会社の名称                      関西ペイント販売㈱                      カンペ商事㈱                      KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. (インド)                      日本化工塗料㈱                      久保孝ペイント㈱                      ㈱カンペハピオ                      前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありましたNKMコーティングス㈱及び西日本塗料サービス㈱は、当中間連結会計期間中に株式を追加取得し、連結子会社といたしました。                      又、前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社でありましたKANSAI PAINT PHILIPPINES, INC. 及び広州関西塗料有限公司は、重要性が増したため当中間連結会計期間より連結子会社といたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 15社                      主要な非連結子会社の名称                      アルテック㈱                      連結の範囲から除いた理由                      非連結子会社15社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 33社                      主要な連結子会社名は「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。                      なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありました久保孝ペイント㈱は、当連結会計年度中に株式を追加取得し、連結子会社といたしました。                      又、前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社でありましたKANSAI COATINGS MALAYSIA SDN. BHD. は、重要性が増したため当連結会計年度より連結子会社といたしました。                      更に、前連結会計年度まで連結子会社でありましたPOLYCOAT POWDERS LTD. は、当連結会計年度中に連結子会社であるKANSAI NEROLAC PAINTS LTD. と合併いたしました。                      なお、KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. は、GOODLASS NEROLAC PAINTS LTD. から商号を変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 15社                      主要な非連結子会社の名称                      KANSAI PAINT PHILIPPINES, INC.                      非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計額は、連結会社の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等の各合計額に対してそれぞれ1.7%、2.5%、-0.4%、0.4%であり全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数 52社            主要な持分法適用の非連結子会社又は関連会社の名称            ㈱扇商會            当中間連結会計期間中に蘇州関西塗料有限公司を新たに設立したことにより持分法適用の非連結子会社とし、珠海中遠関西塗料化工有限公司を新たに設立したことにより持分法適用の関連会社としております。            又、前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社でありました㈱アタックスは、当中間連結会計期間中に連結子会社であるカンベ商事㈱と合併いたしました。            更に、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありました上田㈱及び美多摩塗料㈱は、当中間連結会計期間中に株式を一部売却したことにより持分法適用の関連会社から除外しております。            なお、連結子会社以外の全ての会社（非連結子会社及び関連会社）に対して持分法を適用しております。</p> <p>(2) 持分法の適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。</p> <p>(3) 持分法適用会社に対する投資差額は、その発生原因が不明であるため、原則として、5年間で均等償却しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数 46社            主要な持分法適用の非連結子会社又は関連会社の名称            ㈱扇商會            前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありました天津燈塔関西塗料化工有限公司は、当中間連結会計期間中に出資持分を追加取得し、持分法適用の非連結子会社といたしました。            又、当中間連結会計期間中にNKMコーティングス㈱の子会社である㈱ベル・エンジニアリングを、持分法適用の非連結子会社としております。            又、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありましたマルイチ井辺塗料興産㈱は、当中間連結会計期間中に株式を一部売却したことにより持分法適用の関連会社から除外しております。            更に、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありました            DU PONT KANSAI AUTOMOTIVE COATINGS CO.、            DU PONT KANSAI AUTOMOTIVE COATINGS (U. K. ) LTD. 及び            PINTURAS AUTOMOTRICES DU PONT KANSAI, S. A. DE C. V.            は、当中間連結会計期間中に清算結了いたしました。            なお、連結子会社以外の全ての会社（非連結子会社及び関連会社）に対して持分法を適用しております。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数 53社            主要な持分法適用の非連結子会社又は関連会社名は「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。            当連結会計年度中に蘇州関西塗料有限公司を新たに設立したことにより持分法適用の非連結子会社とし、珠海中遠関西塗料化工有限公司を新たに設立したことにより持分法適用の関連会社としております。            又、当連結会計年度中に久保孝ペイント㈱の子会社である㈱メブコ及び北海道久保孝ペイント㈱を、持分法適用の非連結子会社としております。            又、前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社でありました㈱アタックスは、当連結会計年度中に連結子会社であるカンベ商事㈱と合併いたしました。            更に、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありました上田㈱及び美多摩塗料㈱は、当連結会計年度中に株式を一部売却したことにより持分法適用の関連会社から除外しております。            なお、連結子会社以外の全ての会社（非連結子会社及び関連会社）に対して持分法を適用しております。</p> <p>(2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p> <p>(3) 持分法適用会社に対する投資差額は、その発生原因が不明であるため、原則として、5年間で均等償却しております。            当連結会計年度の未償却残高は139百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社のうちKANSAI RESIN (THAILAND) CO., LTD. 他11社の在外連結子会社の中間決算日は6月30日であります。 中間連結財務諸表の作成にあたっては各社の同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうちKANSAI RESIN (THAILAND) CO., LTD. 他13社の在外連結子会社及びNKMコーティングス㈱の中間決算日は6月30日であります。又、久保孝ペイント㈱の中間決算日は8月31日であります。 中間連結財務諸表の作成にあたっては各社の同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうちKANSAI RESIN (THAILAND) CO., LTD. 他11社の在外連結子会社の決算日は12月31日であります。又、久保孝ペイント㈱の決算日は2月28日であります。 連結財務諸表の作成にあたっては各社の決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 主として中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法 (2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務 時価法 (3) 棚卸資産 主として移動平均法による原価法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左 (2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務 同左 (3) 棚卸資産 同左	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 主として決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  時価のないもの 同左 (2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務 同左 (3) 棚卸資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>国内会社……………定率法 在外連結子会社……………定額法 ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）について、定額法を採用しております。</p> <p>又、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>7～11年</td> </tr> </table>	建物	7～50年	機械装置	7～11年	<p>有形固定資産</p> <p>国内会社……………定率法 在外連結子会社……………定額法 ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）について、定額法を採用しております。</p> <p>又、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>7～11年</td> </tr> </table> <p>(会計処理の変更)</p> <p>当社及び国内会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益が23百万円、経常利益が24百万円、税金等調整前中間純利益が24百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これにより、営業利益が250百万円、経常利益が256百万円、税金等調整前中間純利益が256百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	建物	7～50年	機械装置	7～11年	<p>有形固定資産</p> <p>国内会社……………定率法 在外連結子会社……………定額法 ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）について、定額法を採用しております。</p> <p>又、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>7～11年</td> </tr> </table>	建物	7～50年	機械装置	7～11年
建物	7～50年														
機械装置	7～11年														
建物	7～50年														
機械装置	7～11年														
建物	7～50年														
機械装置	7～11年														

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>無形固定資産</p> <p>国内会社……………定額法 在外連結子会社……………定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、グループ各社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 国内会社は主として、債権等の貸倒損失に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。 在外連結子会社は、相手先毎に回収不能見積額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 当社及び連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、原則として支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 国内会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社の一部は、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 国内会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社の一部は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 振当処理の要件を満たす為替予約について、振当処理を行っております。又、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建金銭債権債務を対象として為替予約取引を行い、借入金利息を対象として金利スワップ取引を行っております。 ヘッジ方針 為替リスクを軽減するため及び借入金利息金額を固定するため、実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の期日、通貨種別及び金額等の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。又、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。 その他リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るもの ヘッジ取引は、グループ各社が定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	ヘッジ会計の方法 同左  ヘッジ手段とヘッジ対象 同左  ヘッジ方針 同左  ヘッジの有効性評価の方法 同左  その他リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るもの 同左	ヘッジ会計の方法 同左  ヘッジ手段とヘッジ対象 同左  ヘッジ方針 同左  ヘッジの有効性評価の方法 同左  その他リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るもの 同左
(6) その他中間連結（連結）財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結（連結）キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金及び要求払い預金のほか、取得日から3カ月以内に満期の到来する定期預金を計上しております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金及び要求払い預金のほか、取得日から3カ月以内に満期の到来する定期預金を計上しております。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は153,983百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は164,131百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外費用「雑支出」に含めて表示しておりました「支払補償費」(前中間連結会計期間47百万円)は、営業外費用の百分の十を超えたため当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フロー「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間より「負のれん償却額」と表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 107,858百万円であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 117,345百万円であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 113,173百万円であります。
※2. 担保資産 2,219百万円  買掛金の一部、短期借入金50百万円、 その他流動負債182百万円及びその他 固定負債389百万円の担保に供してい るものは次のとおりであります。  現金及び預金 20百万円 棚卸資産 1,690百万円 有形固定資産 497百万円 投資有価証券 12百万円	※2. 担保資産 5,218百万円  買掛金の一部、短期借入金436百万 円、一年内返済予定長期借入金610百 万円、その他流動負債114百万円、長 期借入金1,171百万円及びその他固定 負債405百万円の担保に供しているも のは次のとおりであります。  現金及び預金 20百万円 棚卸資産 1,758百万円 有形固定資産 3,428百万円 投資有価証券 12百万円	※2. 担保資産 4,622百万円  買掛金の一部、短期借入金295百万 円、一年内返済予定長期借入金667百 万円、その他流動負債189百万円、長 期借入金1,005百万円及びその他固定 負債438百万円の担保に供しているも のは次のとおりであります。  現金及び預金 20百万円 受取手形及び売掛金 6百万円 棚卸資産 1,632百万円 有形固定資産 2,952百万円 投資有価証券 12百万円
3. 保証債務 2百万円  連結子会社以外の会社の金融機関から の借入金に対して次のとおり保証を行 っております。 NIPA CHEMICALS LTD. (KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.の関連 会社) 2百万円 (RS926,000)  なお、上記外貨建保証債務は中間決算 末日の為替相場により円換算しており ます。	—————	3. 保証債務 4百万円  連結子会社以外の会社の金融機関から の借入金に対して次のとおり保証を行 っております。 NIPA CHEMICALS LTD. (KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.の関連 会社) 4百万円 (RS1,821,000)  なお、上記外貨建保証債務は決算日の 為替相場により円換算しております。
4. 受取手形裏書譲渡高 167百万円	4. 受取手形裏書譲渡高 210百万円	4. 受取手形裏書譲渡高 203百万円
※5. 中間連結会計期間末日満期手形(期日 現金を含む)の処理  中間連結会計期間末日満期手形(期日 現金を含む)は、手形交換日をもって 決済処理しております。従って、当中 間連結会計期間末日は金融機関の休日 であったため、中間連結会計期間末日 満期手形(期日現金を含む)が以下の 科目に含まれております。  受取手形 1,905百万円 売掛金 4,372百万円 支払手形 1,287百万円 買掛金 3,493百万円 その他の流動負債 7百万円	※5. 中間連結会計期間末日満期手形(期日 現金を含む)の処理  中間連結会計期間末日満期手形(期日 現金を含む)は、手形交換日をもって 決済処理しております。従って、当中 間連結会計期間末日は金融機関の休日 であったため、中間連結会計期間末日 満期手形(期日現金を含む)が以下の 科目に含まれております。  受取手形 2,103百万円 売掛金 4,375百万円 支払手形 1,440百万円 買掛金 3,743百万円 その他の流動負債 23百万円	※5. 連結会計年度末日満期手形(期日現金 を含む)の処理  連結会計年度末日満期手形(期日現金 を含む)は、手形交換日をもって決済 処理しております。従って、当連結会 計年度末日は金融機関の休日であつた ため、連結会計年度末日満期手形(期 日現金を含む)が以下の科目に含まれ ております。  受取手形 2,297百万円 売掛金 4,351百万円 支払手形 1,410百万円 買掛金 3,440百万円 その他の流動負債 23百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>荷造運送費</td> <td>3,034百万円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td>5,142百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,905百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>2,593百万円</td> </tr> </table>	荷造運送費	3,034百万円	給料賃金	5,142百万円	賞与引当金繰入額	1,905百万円	研究開発費	2,593百万円	<p>※1. 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>荷造運送費</td> <td>3,396百万円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td>6,091百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,980百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>2,853百万円</td> </tr> </table>	荷造運送費	3,396百万円	給料賃金	6,091百万円	賞与引当金繰入額	1,980百万円	研究開発費	2,853百万円	<p>※1. 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>荷造運送費</td> <td>6,299百万円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td>10,615百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,383百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>5,271百万円</td> </tr> </table>	荷造運送費	6,299百万円	給料賃金	10,615百万円	賞与引当金繰入額	2,383百万円	研究開発費	5,271百万円
荷造運送費	3,034百万円																									
給料賃金	5,142百万円																									
賞与引当金繰入額	1,905百万円																									
研究開発費	2,593百万円																									
荷造運送費	3,396百万円																									
給料賃金	6,091百万円																									
賞与引当金繰入額	1,980百万円																									
研究開発費	2,853百万円																									
荷造運送費	6,299百万円																									
給料賃金	10,615百万円																									
賞与引当金繰入額	2,383百万円																									
研究開発費	5,271百万円																									
<p>※2. 固定資産売却益の主な内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>23百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	28百万円	工具器具備品	0百万円	土地	23百万円	<p>※2. 固定資産売却益の主な内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>86百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	5百万円	工具器具備品	1百万円	土地	86百万円	<p>※2. 固定資産売却益の主な内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>23百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	30百万円	工具器具備品	1百万円	土地	23百万円						
機械装置及び運搬具	28百万円																									
工具器具備品	0百万円																									
土地	23百万円																									
機械装置及び運搬具	5百万円																									
工具器具備品	1百万円																									
土地	86百万円																									
機械装置及び運搬具	30百万円																									
工具器具備品	1百万円																									
土地	23百万円																									
<p>※3. 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>上記除却に伴う撤去費用</td> <td>69百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	4百万円	機械装置及び運搬具	18百万円	工具器具備品	3百万円	上記除却に伴う撤去費用	69百万円	<p>※3. 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>上記除却に伴う撤去費用</td> <td>40百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	9百万円	機械装置及び運搬具	20百万円	工具器具備品	7百万円	上記除却に伴う撤去費用	40百万円	<p>※3. 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>上記除却に伴う撤去費用</td> <td>180百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	50百万円	機械装置及び運搬具	60百万円	工具器具備品	16百万円	上記除却に伴う撤去費用	180百万円
建物及び構築物	4百万円																									
機械装置及び運搬具	18百万円																									
工具器具備品	3百万円																									
上記除却に伴う撤去費用	69百万円																									
建物及び構築物	9百万円																									
機械装置及び運搬具	20百万円																									
工具器具備品	7百万円																									
上記除却に伴う撤去費用	40百万円																									
建物及び構築物	50百万円																									
機械装置及び運搬具	60百万円																									
工具器具備品	16百万円																									
上記除却に伴う撤去費用	180百万円																									

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (株)	当中間連結会計期間増加株式数 (株)	当中間連結会計期間減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	272,623,270	—	—	272,623,270
合計	272,623,270	—	—	272,623,270
自己株式				
普通株式	1,745,147	58,460	88,644	1,714,963
合計	1,745,147	58,460	88,644	1,714,963

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加58,460株は、単元未満株式の買取りによる増加58,419株、持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分41株であります。

又、減少88,644株は、単元未満株式の買増請求による減少4,263株、持分法適用会社の除外による減少84,381株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,631	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	1,359	利益剰余金	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	272,623,270	—	—	272,623,270
合計	272,623,270	—	—	272,623,270
自己株式				
普通株式	1,821,617	5,069,648	2,332	6,888,933
合計	1,821,617	5,069,648	2,332	6,888,933

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,069,648株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加5,000,000株、単元未満株式の買取りによる増加69,648株であります。  
又、減少2,332株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,630	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	1,466	利益剰余金	5.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	272,623,270	—	—	272,623,270
合計	272,623,270	—	—	272,623,270
自己株式				
普通株式	1,745,147	178,245	101,775	1,821,617
合計	1,745,147	178,245	101,775	1,821,617

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加178,245株は、単元未満株式の買取りによる増加178,174株、持分法適用会社取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分71株であります。

又、減少101,775株は、単元未満株式の買増請求による減少17,333株、持分法適用会社の除外による減少84,381株、持分法適用会社が売却した自己株式（当社株式）の当社帰属分61株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,631	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	1,359	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が連結会計年度末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,630	利益剰余金	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 34,501百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △750百万円	現金及び預金勘定 32,716百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △860百万円	現金及び預金勘定 40,506百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △410百万円
現金及び現金同等物 33,751百万円	現金及び現金同等物 31,856百万円	現金及び現金同等物 40,096百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び運搬具</th> <th>工具器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額(百万円)</td> <td>854</td> <td>853</td> <td>1,708</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額(百万円)</td> <td>505</td> <td>431</td> <td>936</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額(百万円)</td> <td>348</td> <td>422</td> <td>771</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計	取得価額相当額(百万円)	854	853	1,708	減価償却累計額相当額(百万円)	505	431	936	中間期末残高相当額(百万円)	348	422	771	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び運搬具</th> <th>工具器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額(百万円)</td> <td>792</td> <td>783</td> <td>1,576</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額(百万円)</td> <td>431</td> <td>441</td> <td>873</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額(百万円)</td> <td>360</td> <td>341</td> <td>702</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計	取得価額相当額(百万円)	792	783	1,576	減価償却累計額相当額(百万円)	431	441	873	中間期末残高相当額(百万円)	360	341	702	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び運搬具</th> <th>工具器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額(百万円)</td> <td>873</td> <td>841</td> <td>1,715</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額(百万円)</td> <td>522</td> <td>483</td> <td>1,006</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額(百万円)</td> <td>351</td> <td>357</td> <td>709</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計	取得価額相当額(百万円)	873	841	1,715	減価償却累計額相当額(百万円)	522	483	1,006	期末残高相当額(百万円)	351	357	709
	機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計																																															
取得価額相当額(百万円)	854	853	1,708																																															
減価償却累計額相当額(百万円)	505	431	936																																															
中間期末残高相当額(百万円)	348	422	771																																															
	機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計																																															
取得価額相当額(百万円)	792	783	1,576																																															
減価償却累計額相当額(百万円)	431	441	873																																															
中間期末残高相当額(百万円)	360	341	702																																															
	機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計																																															
取得価額相当額(百万円)	873	841	1,715																																															
減価償却累計額相当額(百万円)	522	483	1,006																																															
期末残高相当額(百万円)	351	357	709																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																
1年内	1年内	1年内																																																
1年超	1年超	1年超																																																
合計	合計	合計																																																
292百万円 479百万円 771百万円	279百万円 423百万円 702百万円	274百万円 434百万円 709百万円																																																
(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は連結会社の有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は連結会社の有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額																																																
支払リース料	支払リース料	支払リース料																																																
減価償却費相当額	減価償却費相当額	減価償却費相当額																																																
189百万円 189百万円	174百万円 174百万円	352百万円 352百万円																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1. 時価のある有価証券  
満期保有目的の債券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	2,008	2,007	△1
その他	999	1,000	0
合計	3,008	3,007	△0

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	14,581	59,782	45,200
社債	2,999	2,996	△2
投資信託受益証券	184	186	1
合計	17,765	62,964	45,199

2. 時価評価されていない主な有価証券  
その他有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,053
投資信託受益証券	2,292

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1. 時価のある有価証券  
その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	15,505	62,639	47,134
社債	2,999	2,994	△5
投資信託受益証券	208	204	△3
合計	18,713	65,837	47,124

2. 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,244
投資信託受益証券	3,573

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

1. 時価のある有価証券

満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	300	300	△0
その他	499	499	0
合計	800	800	△0

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	15,524	65,842	50,317
社債	2,999	2,992	△6
投資信託受益証券	193	188	△5
合計	18,717	69,023	50,305

2. 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,247
投資信託受益証券	3,324

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 及び前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当社グループのデリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しているため、注記の対象から除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

事業の種類として「塗料事業」及び「その他事業」に区分しておりますが、全セグメントの売上高及び営業利益の合計額に占める「塗料事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	77,298	31,961	558	490	110,308	—	110,308
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,810	27	1	29	3,869	△3,869	—
計	81,108	31,989	559	520	114,177	△3,869	110,308
営業費用	74,854	27,805	497	459	103,617	△3,656	99,960
営業利益	6,253	4,183	61	61	10,560	△212	10,348

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

アジア……インド、タイ、台湾等 アメリカ……米国 欧州……英国

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	85,851	38,864	575	479	125,770	—	125,770
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,880	150	—	31	5,062	△5,062	—
計	90,731	39,015	575	511	130,833	△5,062	125,770
営業費用	83,960	34,560	531	465	119,517	△4,979	114,537
営業利益	6,770	4,455	43	45	11,315	△82	11,232

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

アジア……インド、タイ、台湾等 アメリカ……米国 欧州……英国

3. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」(会計処理の変更)に記載のとおり、当社及び国内会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、「日本」の営業利益が23百万円減少しております。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」(追加情報)に記載のとおり、当社及び国内会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これにより、「日本」の営業利益が250百万円減少しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	162,014	67,127	1,113	957	231,213	—	231,213
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7,867	67	6	67	8,008	△8,008	—
計	169,881	67,195	1,120	1,025	239,222	△8,008	231,213
営業費用	155,492	59,431	1,004	952	216,881	△7,757	209,123
営業利益	14,388	7,764	115	73	22,341	△251	22,089

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

アジア……インド、タイ、台湾等 アメリカ……米国 欧州……英国

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	アジア	アメリカ	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	34,940	1,321	1,257	37,519
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	110,308
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	31.7	1.2	1.1	34.0

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

アジア……インド、タイ、台湾等 アメリカ……米国等 欧州……英国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	アジア	アメリカ	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	42,661	1,919	1,755	46,336
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	125,770
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	33.9	1.5	1.4	36.8

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

アジア……インド、タイ、台湾等 アメリカ……米国等 欧州……英国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	アジア	アメリカ	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	74,193	2,799	2,617	79,611
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	231,213
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	32.1	1.2	1.1	34.4

（注） 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

アジア……インド、タイ、台湾等 アメリカ……米国等 欧州……英国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（1株当たり情報）

前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
1株当たり純資産額 568.40円 1株当たり中間純利益金額 23.41円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	1株当たり純資産額 622.35円 1株当たり中間純利益金額 27.90円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	1株当たり純資産額 606.10円 1株当たり当期純利益金額 48.98円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

（注） 1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
中間（当期）純利益	6,343百万円	7,481百万円	13,267百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円	—百万円
普通株式に係る中間（当期）純利益	6,343百万円	7,481百万円	13,267百万円
普通株式の期中平均株式数	270,930千株	268,179千株	270,889千株

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
	<p>当社は、平成19年10月3日に株主権譲渡契約を締結したことにより、AKZO NOBEL ENDUSTRI VE OTOMOBIL BOYALARI SANAYI VE TICARET A. S. を特定子会社といたしました。</p> <p>(1) 特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容</p> <p>① 名称 AKZO NOBEL ENDUSTRI VE OTOMOBIL BOYALARI SANAYI VE TICARET A. S.</p> <p>② 住所 Ankara Karayolu 25. Km 35177 Kemalpasa, Izmir, The Turkish Republic</p> <p>③ 代表者の氏名 Eyup Altan</p> <p>④ 資本金 29,152千トルコリラ</p> <p>⑤ 事業の内容 自動車用塗料及び工業用塗料等の製造及び販売</p> <p>(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合</p> <p>① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前</td> <td>一個</td> </tr> <tr> <td>異動後</td> <td>14,867,942.89個</td> </tr> </table> <p>② 当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前</td> <td>－%</td> </tr> <tr> <td>異動後</td> <td>51.0%</td> </tr> </table> <p>(3) 当該異動の理由及びその年月日</p> <p>① 異動の理由 当社は、自動車用塗料の製造等の技術供与をトルコ共和国におけるAKZO NOBEL COATINGS INTERNATIONAL B. V. の子会社に行い、自動車用塗料の供給を行ってまいりました。この度、同国での自動車用塗料の需要拡大に対応するため、より迅速、直接的に経営施策を行うことを目的として、同子会社の内、自動車用塗料及び工業用塗料に係る事業に分社化された会社の経営権を取得することといたしました。</p> <p>② 異動の年月日 平成19年10月3日</p> <p>(4) 取得価額の総額 2,248百万円</p>	異動前	一個	異動後	14,867,942.89個	異動前	－%	異動後	51.0%	<p>当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しました。</p> <p>(1) 自己株式取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 5,000,000株（上限）</p> <p>③ 取得する期間 平成19年5月22日より平成19年10月31日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 5,500百万円（上限）</p> <p>(3) 自己株式の取得結果 「第4 提出会社の状況 2 自己株式の取得等の状況」に記載のとおりであります。</p>
異動前	一個									
異動後	14,867,942.89個									
異動前	－%									
異動後	51.0%									

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		20,628		17,464		25,949	
2. 受取手形	※4	4,490		4,240		4,648	
3. 売掛金	※4	59,259		60,246		61,236	
4. 棚卸資産		8,079		8,091		8,207	
5. 繰延税金資産		1,845		1,917		1,978	
6. その他の流動資産		5,041		1,437		2,173	
7. 貸倒引当金		△372		△336		△337	
流動資産合計		98,972	45.8	93,060	43.1	103,856	45.4
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		13,799		13,446		13,533	
(2) 機械装置		7,195		7,496		7,482	
(3) 土地		7,580		7,564		7,580	
(4) その他の固定資産		2,441		2,854		2,382	
有形固定資産合計		31,016		31,361		30,979	
2. 無形固定資産		647		504		547	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		80,419		83,745		86,786	
(2) その他の投資その 他の資産		5,260		7,192		6,686	
(3) 貸倒引当金		△187		△141		△141	
投資その他の資産合 計		85,491		90,796		93,330	
固定資産合計		117,155	54.2	122,662	56.9	124,857	54.6
資産合計		216,128	100.0	215,723	100.0	228,714	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形	※4	5,225		4,950		5,354		
2. 買掛金	※4	37,091		39,622		39,890		
3. 一年内返済予定長期 借入金		7,006		6		7,006		
4. 未払法人税等		1,924		1,716		2,403		
5. 賞与引当金		2,657		2,683		2,690		
6. その他の流動負債	※4	6,747		7,595		7,334		
流動負債合計		60,653	28.1	56,575	26.2	64,679	28.3	
II 固定負債								
1. 長期借入金		9		3		6		
2. 繰延税金負債		13,887		15,379		16,310		
3. 退職給付引当金		5,825		4,937		5,265		
4. 役員退職慰労引当金		377		424		427		
固定負債合計		20,099	9.3	20,744	9.6	22,010	9.6	
負債合計		80,752	37.4	77,319	35.8	86,689	37.9	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1. 資本金		25,658	11.9	25,658	11.9	25,658	11.2	
2. 資本剰余金								
(1) 資本準備金		27,154		27,154		27,154		
(2) その他資本剰余金		4		9		9		
資本剰余金合計		27,158	12.6	27,163	12.6	27,163	11.9	
3. 利益剰余金								
(1) 利益準備金		3,990		3,990		3,990		
(2) その他利益剰余金								
固定資産圧縮積立 金		224		219		221		
別途積立金		23,136		23,136		23,136		
繰越利益剰余金		28,686		35,504		32,439		
利益剰余金合計		56,037	25.9	62,850	29.2	59,788	26.1	
4. 自己株式		△427	△0.2	△5,348	△2.5	△538	△0.2	
株主資本合計		108,427	50.2	110,325	51.2	112,072	49.0	
II 評価・換算差額等								
1. その他有価証券評価 差額金		26,948	12.4	28,078	13.0	29,951	13.1	
評価・換算差額等合計		26,948	12.4	28,078	13.0	29,951	13.1	
純資産合計		135,375	62.6	138,404	64.2	142,024	62.1	
負債純資産合計		216,128	100.0	215,723	100.0	228,714	100.0	

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			75,435	100.0		78,606	100.0		156,336	100.0
II 売上原価			57,383	76.1		60,627	77.1		119,033	76.1
売上総利益			18,051	23.9		17,979	22.9		37,303	23.9
III 販売費及び一般管理費			12,705	16.8		12,524	16.0		25,362	16.3
営業利益			5,345	7.1		5,454	6.9		11,941	7.6
IV 営業外収益	※1		2,247	3.0		1,616	2.1		3,998	2.6
V 営業外費用	※2		406	0.6		321	0.4		922	0.6
経常利益			7,186	9.5		6,750	8.6		15,016	9.6
VI 特別利益			30	0.1		—	—		30	0.0
VII 特別損失			80	0.1		47	0.1		172	0.1
税引前中間(当期) 純利益			7,137	9.5		6,702	8.5		14,874	9.5
法人税、住民税及び 事業税		1,786			1,631			4,126		
法人税等調整額		447	2,233	3.0	378	2,009	2.5	735	4,861	3.1
中間(当期)純利益			4,903	6.5		4,693	6.0		10,013	6.4

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,154	2	27,157	3,990	231	23,136	25,507	52,865	△373	105,308
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当								△1,631	△1,631		△1,631
利益処分による役員賞与								△100	△100		△100
前期利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩額						△5		5	—		—
当中間期に係る固定資産圧縮積立金の取崩額						△2		2	—		—
中間純利益								4,903	4,903		4,903
自己株式の取得										△56	△56
自己株式の処分			1	1						2	3
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	1	1	—	△7	—	3,179	3,172	△54	3,119
平成18年9月30日 残高 (百万円)	25,658	27,154	4	27,158	3,990	224	23,136	28,686	56,037	△427	108,427

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	29,231	29,231	134,539
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△1,631
利益処分による役員賞与			△100
前期利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩額			—
当中間期に係る固定資産圧縮積立金の取崩額			—
中間純利益			4,903
自己株式の取得			△56
自己株式の処分			3
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△2,283	△2,283	△2,283
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,283	△2,283	835
平成18年9月30日 残高 (百万円)	26,948	26,948	135,375

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,154	9	27,163	3,990	221	23,136	32,439	59,788	△538	112,072
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当								△1,630	△1,630		△1,630
固定資産圧縮積立金の取崩額						△2		2	—		—
中間純利益								4,693	4,693		4,693
自己株式の取得										△4,812	△4,812
自己株式の処分			0	0						2	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	0	—	△2	—	3,064	3,062	△4,810	△1,747
平成19年9月30日 残高 (百万円)	25,658	27,154	9	27,163	3,990	219	23,136	35,504	62,850	△5,348	110,325

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	29,951	29,951	142,024
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△1,630
固定資産圧縮積立金の取崩額			—
中間純利益			4,693
自己株式の取得			△4,812
自己株式の処分			2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△1,873	△1,873	△1,873
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,873	△1,873	△3,620
平成19年9月30日 残高 (百万円)	28,078	28,078	138,404

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,154	2	27,157	3,990	231	23,136	25,507	52,865	△373	105,308
事業年度中の変動額											
利益処分による剰余金の配当								△1,631	△1,631		△1,631
剰余金の配当								△1,359	△1,359		△1,359
利益処分による役員賞与								△100	△100		△100
前期利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩額						△5		5	—		—
当期に係る固定資産圧縮積立金の取崩額						△4		4	—		—
当期純利益								10,013	10,013		10,013
自己株式の取得										△174	△174
自己株式の処分			6	6						9	16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	6	6	—	△9	—	6,932	6,922	△164	6,764
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,658	27,154	9	27,163	3,990	221	23,136	32,439	59,788	△538	112,072

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	29,231	29,231	134,539
事業年度中の変動額			
利益処分による剰余金の配当			△1,631
剰余金の配当			△1,359
利益処分による役員賞与			△100
前期利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩額			—
当期に係る固定資産圧縮積立金の取崩額			—
当期純利益			10,013
自己株式の取得			△174
自己株式の処分			16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	720	720	720
事業年度中の変動額合計 (百万円)	720	720	7,484
平成19年3月31日 残高 (百万円)	29,951	29,951	142,024

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に 基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づ く時価法 （評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定） 時価のないもの 同左
2. 棚卸資産の評価基準及び 評価方法	月別移動平均法による原価法 ただし、半成工事については個 別法による原価法	同左	商品 月別移動平均法による 原価法 製品 〃 半製品 〃 原材料 〃 仕掛品 〃 貯蔵品 〃 半成工事 個別法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方 法	有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物（付属設備を除 く）については、定額法を採用 しております。 又、取得価額が10万円以上20万 円未満の少額減価償却資産につ いては、3年間均等償却を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 7～50年 機械装置 7～11年	有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物（付属設備を除 く）については、定額法を採用 しております。 又、取得価額が10万円以上20万 円未満の少額減価償却資産につ いては、3年間均等償却を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 7～50年 機械装置 7～11年 (会計処理の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間 会計期間より、平成19年4月1 日以降に取得した有形固定資産 について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更し ております。 これにより、営業利益が16百万 円、経常利益が16百万円、税引 前中間純利益が16百万円それぞ れ減少しております。	有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物（付属設備を除 く）については、定額法を採用 しております。 又、取得価額が10万円以上20万 円未満の少額減価償却資産につ いては、3年間均等償却を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 7～50年 機械装置 7～11年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>_____</p> <p>無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これにより、営業利益が213百万円、経常利益が213百万円、税引前中間純利益が213百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>_____</p> <p>無形固定資産 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、毎期の支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生の翌期から費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生の翌期から費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 振当処理の要件を満たす為替予約について、振当処理を行っております。又、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建金銭債権債務を対象として為替予約取引を行い、借入金利息を対象として金利スワップ取引を行っております。 ヘッジ方針 為替リスクを軽減するため及び借入金利息金額を固定するため、実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の期日、通貨種別及び金額等の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。又、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。 その他リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るもの ヘッジ取引は、社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左 ヘッジの有効性評価の方法 同左 その他リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るもの 同左	ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左 ヘッジの有効性評価の方法 同左 その他リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るもの 同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は135,375百万円であります。 なお、当中間会計期間末における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は142,024百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は84,914百万円であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は87,060百万円であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は85,726百万円であります。</p>																														
<p>2. 保証債務 449百万円</p> <p>関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。</p> <p>KANSAI COATINGS MALAYSIA SDN. BHD. 449百万円 (RM14,046,342)</p> <p>なお、上記外貨建保証債務は中間決算末日の為替相場により円換算しております。</p>	<p>2. 保証債務 510百万円</p> <p>関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。</p> <p>KANSAI COATINGS MALAYSIA SDN. BHD. 510百万円 (RM15,117,000)</p> <p>なお、上記外貨建保証債務は中間決算末日の為替相場により円換算しております。</p>	<p>2. 保証債務 477百万円</p> <p>関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。</p> <p>KANSAI COATINGS MALAYSIA SDN. BHD. 477百万円 (RM13,953,000)</p> <p>なお、上記外貨建保証債務は事業年度末日の為替相場により円換算しております。</p>																														
<p>3. 受取手形裏書譲渡高 167百万円</p>	<p>3. 受取手形裏書譲渡高 210百万円</p>	<p>3. 受取手形裏書譲渡高 203百万円</p>																														
<p>※4. 中間会計期間末日満期手形(期日現金を含む)の処理</p> <p>中間会計期間末日満期手形(期日現金を含む)は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は金融機関の休日であったため、中間会計期間末日満期手形(期日現金を含む)が以下の科目に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>358百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>7,058百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>777百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>3,513百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の流動負債</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	受取手形	358百万円	売掛金	7,058百万円	支払手形	777百万円	買掛金	3,513百万円	その他の流動負債	5百万円	<p>※4. 中間会計期間末日満期手形(期日現金を含む)の処理</p> <p>中間会計期間末日満期手形(期日現金を含む)は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は金融機関の休日であったため、中間会計期間末日満期手形(期日現金を含む)が以下の科目に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>337百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>7,073百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>853百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>3,814百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の流動負債</td> <td>23百万円</td> </tr> </table>	受取手形	337百万円	売掛金	7,073百万円	支払手形	853百万円	買掛金	3,814百万円	その他の流動負債	23百万円	<p>※4. 事業年度末日満期手形(期日現金を含む)の処理</p> <p>事業年度末日満期手形(期日現金を含む)は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、事業年度末日満期手形(期日現金を含む)が以下の科目に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>435百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>7,449百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>850百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>3,523百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の流動負債</td> <td>14百万円</td> </tr> </table>	受取手形	435百万円	売掛金	7,449百万円	支払手形	850百万円	買掛金	3,523百万円	その他の流動負債	14百万円
受取手形	358百万円																															
売掛金	7,058百万円																															
支払手形	777百万円																															
買掛金	3,513百万円																															
その他の流動負債	5百万円																															
受取手形	337百万円																															
売掛金	7,073百万円																															
支払手形	853百万円																															
買掛金	3,814百万円																															
その他の流動負債	23百万円																															
受取手形	435百万円																															
売掛金	7,449百万円																															
支払手形	850百万円																															
買掛金	3,523百万円																															
その他の流動負債	14百万円																															

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 営業外収益の主なものは下記のとおり であります。 受取配当金 2,048百万円	※1. 営業外収益の主なものは下記のとおり であります。 受取配当金 1,462百万円	※1. 営業外収益の主なものは下記のとおり であります。 受取配当金 3,344百万円
※2. 営業外費用の主なものは下記のとおり であります。 支払補償費 113百万円	※2. 営業外費用の主なものは下記のとおり であります。 棚卸資産廃却損 62百万円	※2. 営業外費用の主なものは下記のとおり であります。 支払補償費 212百万円
3. 減価償却費は下記のとおりでありま す。 有形固定資産 1,393百万円 無形固定資産 173百万円 計 1,566百万円	3. 減価償却費は下記のとおりでありま す。 有形固定資産 1,609百万円 無形固定資産 94百万円 計 1,704百万円	3. 減価償却費は下記のとおりでありま す。 有形固定資産 2,931百万円 無形固定資産 348百万円 計 3,280百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	722,931	58,419	4,263	777,087
合計	722,931	58,419	4,263	777,087

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加58,419株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

又、減少4,263株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	883,772	5,069,648	2,332	5,951,088
合計	883,772	5,069,648	2,332	5,951,088

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,069,648株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加

5,000,000株、単元未満株式の買取りによる増加69,648株であります。

又、減少2,332株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	722,931	178,174	17,333	883,772
合計	722,931	178,174	17,333	883,772

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加178,174株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

又、減少17,333株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車輛運搬具</th> <th>工具器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額(百万円)</td> <td>308</td> <td>52</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額(百万円)</td> <td>152</td> <td>35</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額(百万円)</td> <td>156</td> <td>17</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>		車輛運搬具	工具器具備品	合計	取得価額相当額(百万円)	308	52	361	減価償却累計額相当額(百万円)	152	35	188	中間期末残高相当額(百万円)	156	17	173	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車輛運搬具</th> <th>工具器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額(百万円)</td> <td>288</td> <td>44</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額(百万円)</td> <td>141</td> <td>25</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額(百万円)</td> <td>147</td> <td>18</td> <td>166</td> </tr> </tbody> </table>		車輛運搬具	工具器具備品	合計	取得価額相当額(百万円)	288	44	333	減価償却累計額相当額(百万円)	141	25	166	中間期末残高相当額(百万円)	147	18	166	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車輛運搬具</th> <th>工具器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額(百万円)</td> <td>301</td> <td>44</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額(百万円)</td> <td>152</td> <td>28</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額(百万円)</td> <td>148</td> <td>15</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>		車輛運搬具	工具器具備品	合計	取得価額相当額(百万円)	301	44	345	減価償却累計額相当額(百万円)	152	28	181	期末残高相当額(百万円)	148	15	164
	車輛運搬具	工具器具備品	合計																																															
取得価額相当額(百万円)	308	52	361																																															
減価償却累計額相当額(百万円)	152	35	188																																															
中間期末残高相当額(百万円)	156	17	173																																															
	車輛運搬具	工具器具備品	合計																																															
取得価額相当額(百万円)	288	44	333																																															
減価償却累計額相当額(百万円)	141	25	166																																															
中間期末残高相当額(百万円)	147	18	166																																															
	車輛運搬具	工具器具備品	合計																																															
取得価額相当額(百万円)	301	44	345																																															
減価償却累計額相当額(百万円)	152	28	181																																															
期末残高相当額(百万円)	148	15	164																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>173百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	77百万円	1年超	96百万円	合計	173百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	65百万円	1年超	100百万円	合計	166百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>94百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	70百万円	1年超	94百万円	合計	164百万円																														
1年内	77百万円																																																	
1年超	96百万円																																																	
合計	173百万円																																																	
1年内	65百万円																																																	
1年超	100百万円																																																	
合計	166百万円																																																	
1年内	70百万円																																																	
1年超	94百万円																																																	
合計	164百万円																																																	
(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>58百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	58百万円	減価償却費相当額	58百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>39百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	39百万円	減価償却費相当額	39百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>100百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	100百万円	減価償却費相当額	100百万円																																				
支払リース料	58百万円																																																	
減価償却費相当額	58百万円																																																	
支払リース料	39百万円																																																	
減価償却費相当額	39百万円																																																	
支払リース料	100百万円																																																	
減価償却費相当額	100百万円																																																	
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度末 (平成19年3月31日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	4,062	38,423	34,361	6,021	38,525	32,503	6,021	32,666	26,644
関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,062	38,423	34,361	6,021	38,525	32,503	6,021	32,666	26,644

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
	<p>当社は、平成19年10月3日に株主権譲渡契約を締結したことにより、AKZO NOBEL ENDUSTRI VE OTOMOBIL BOYALARI SANAYI VE TICARET A. S. を特定子会社といたしました。</p> <p>(1) 特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容</p> <p>① 名称 AKZO NOBEL ENDUSTRI VE OTOMOBIL BOYALARI SANAYI VE TICARET A. S.</p> <p>② 住所 Ankara Karayolu 25. Km 35177 Kemalpassa, Izmir, The Turkish Republic</p> <p>③ 代表者の氏名 Eyup Altan</p> <p>④ 資本金 29,152千トルコリラ</p> <p>⑤ 事業の内容 自動車用塗料及び工業用塗料等の製造及び販売</p> <p>(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合</p> <p>① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前</td> <td>一個</td> </tr> <tr> <td>異動後</td> <td>14,867,942.89個</td> </tr> </table> <p>② 当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前</td> <td>－%</td> </tr> <tr> <td>異動後</td> <td>51.0%</td> </tr> </table> <p>(3) 当該異動の理由及びその年月日</p> <p>① 異動の理由 当社は、自動車用塗料の製造等の技術供与をトルコ共和国におけるAKZO NOBEL COATINGS INTERNATIONAL B. V. の子会社に行い、自動車用塗料の供給を行ってまいりました。この度、同国での自動車用塗料の需要拡大に対応するため、より迅速、直接的に経営施策を行うことを目的として、同子会社の内、自動車用塗料及び工業用塗料に係る事業に分社化された会社の経営権を取得することといたしました。</p> <p>② 異動の年月日 平成19年10月3日</p> <p>(4) 取得価額の総額 2,248百万円</p>	異動前	一個	異動後	14,867,942.89個	異動前	－%	異動後	51.0%	<p>当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しました。</p> <p>(1) 自己株式取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 5,000,000株（上限）</p> <p>③ 取得する期間 平成19年5月22日より平成19年10月31日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 5,500百万円（上限）</p> <p>(3) 自己株式の取得結果 「第4 提出会社の状況 2 自己株式の取得等の状況」に記載のとおりであります。</p>
異動前	一個									
異動後	14,867,942.89個									
異動前	－%									
異動後	51.0%									

(2) 【その他】

平成19年11月16日開催の取締役会において、定款の規定に基づき平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う旨の決議を行いました。

中間配当金総額	1株当たり配当額	支払請求権の効力発生日 及び支払開始日
1,466百万円	5円50銭	平成19年12月7日

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第143期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

平成19年6月28日

関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づき提出するもの

平成19年10月4日

関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書

平成19年6月28日

関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

平成19年6月12日

” 7月10日

” 8月9日

” 9月5日

” 10月5日

” 11月14日

関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米林 彰 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小寺 庸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 大輔 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西ペイント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米林 彰 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小寺 庸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西ペイント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米林 彰 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小寺 庸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 大輔 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西ペイント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第143期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、関西ペイント株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米林 彰 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小寺 庸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西ペイント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、関西ペイント株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。